

令和4年度 県外一流シェフと県産品の絆づくり事業 業務委託仕様書（案）

1 業務名

令和4年度 県外一流シェフと県産品の絆づくり事業業務

2 業務の目的

高級レストランや一流シェフと強固な絆をつくり県産品の価値とブランドイメージを高め、高価格での販売に繋げていくことを目的とする。

【考え方】

少量・高品質な本県の農林水産物、同加工品、工芸品を高価格での販売に繋げていく為には、その価格に相当する価値を広くお客様に認めてもらうと共に相応しいブランドイメージを培う必要がある。そのためには、より良い商品には対価を払う可処分所得の高い層をコアターゲットに事業展開していくのが効率的である。また、常にお客さまへ最高の食材や関連する品々を提供している高級レストラン及びそのシェフは、食材の価値を深く理解し、コアターゲットに対し発信力と影響力のあるインフルエンサーであると同時に、料理の提供とコミュニケーションを図ることができるリアルな場所を持つプレゼンターとして非常に効果的な存在である。

3 業務委託期間

契約日から令和5年2月28日（火）まで

4 業務の内容

業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 信州首都圏総合活動拠点（銀座 NAGANO）におけるガストロノミー志向のシェフを対象とした、高品質な県産食材、加工品や伝統工芸品の紹介・試食会の実施
- (2) (1)に参加したシェフを対象とした県産食材・加工品が生産される長野県内での産地見学会の企画・実施
- (3) (1)、(2)に参加するシェフ及び生産者の候補者の選定

5 業務の詳細

業務の詳細は、以下のとおりとする。

- (1) 信州首都圏総合活動拠点（銀座 NAGANO）における県産食材、加工品や伝統工芸品の紹介・試食会の実施
同拠点において実施しているイベント「山里健康ランチ」（10回/年 スケジュールについては別紙1参照）にて、本事業の目的に沿った内容のイベントを、2回以上企画立案し、実施する。
*「山里健康ランチ」の講師である北沢正和 氏（おいしい信州フード公使、2016年農林水産省料理マスターズ 第1回シルバー賞受賞）を用いること。
- (2) 県産食材、加工品や伝統工芸品が生産される長野県内での産地見学会の企画・実施
(1)の参加者を対象とし、紹介した県産食材、加工品や伝統工芸品に興味を持っていただいたシェフ10名程度を招へいし、産地見学会を1回以上企画立案・実施する。

【参考：視察コース】

- ア 北陸新幹線を利用した長野県北・東部コース
- イ 特急「あずさ」を利用した中・南部コース

* (1)の参加者の要望を踏まえ、実施前に受託者と最終の協議、調整するものとする。

- (3) (1)及び(2)に参加するシェフ及び生産者の候補者選定

ア シェフの候補者選定について（求めるシェフ像）

以下を参考として 15 名程度を選定するものとする。

(ア) 首都圏で活躍し、テロワールへの造詣が深く料理に活かしているシェフ。

(イ) フェアやイベントが目的ではなく、信州食材の旬を活かし継続的に採用してくれるシェフ。

(ウ) SNS 情報発信に長け、料理などを通じて長野県産品の情報発信に協力的なシェフ。

(エ) その他、上記を踏まえ各種受賞歴があるシェフ など

*シェフ選定については別紙 2 の様式により提出するものとする。

イ 生産者の候補者選定について（参考）

5 (1) の開催にあたり、参加するシェフの嗜好にあう県産食材や加工品、伝統工芸品の生産者を選定する場合は、「しあわせ商談サイト NAGANO」「オール NAGANO モール」「販売機会マッチング NAGANO」に登録している事業者・団体（サプライヤー）なども参考に 10 事業者程度選定する。

6 成果品

(1) 業務完了報告書

受託者は、本事業完了後、別紙 3 により業務完了報告書（紙媒体および Word、Excel 等の電子データ）を提出すること。

(2) 権利の帰属

ア 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。

イ 本事業成果物等にかかる権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、委託者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

7 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

8 個人情報の保護体制

長野県個人情報保護条例に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。

9 その他

(1) 受託者は、催事開催地域の新型コロナウイルス感染症の状況を常に考慮し業務を実施すること。また受託者は、関係各所と緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の対象となった場合の対応を協議し、委託者に了承を得ることとする。

(2) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議うえ、仕様書変更の承認を得ること。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。

(4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。